

体罰実態調査（アンケート）について

令和元年 10 月 28 日

総合教育会議資料

1 調査の目的

本年 4 月に発生した尼崎市立尼崎高等学校における体罰事案を受け、市内の市立全学校園（児童ホーム及びこどもクラブを含む）及び保育所における体罰や暴言その他不適切な指導の実態（以下「体罰等」という。）を速やかに調査し、それぞれの対策を講じるとともに、今後の体罰等が根絶された教育・保育環境づくりのために活かしていくもの。

2 調査の対象等

すべての尼崎市立学校園及び保育所の教職員・児童及び生徒・保護者に対し、「体罰等を行った又は受けたことがあるか」及び「それらを見聞きしたことがあるか」等について、アンケート形式で実施。

（各アンケート様式は参考資料 1 のとおり）

3 調査時期

令和元年 5 月 24 日以降順次実施（参考資料 2 の実施状況のとおり）

4 調査結果

(1) 体罰等の申告件数等

2 ページの一覧表のとおり

(2) 申告のあった体罰等の主な内容

3 ページ以降に記載のとおり

なお、本資料にて公表する調査結果は、アンケートに記載のあった件数及び主な内容をまとめたものであり、今後の調査により体罰等として認定されるもの又は認定されないもの（適切な指導の範囲と認められるもの）すべてが含まれている。

5 今後の対応方針について

体罰等の疑いのある記載内容については、教育委員会やこども青少年局が、教職員や管理職への事情聴取等を順次実施しているところである（事案によっては、今後児童生徒や保護者等に直接事情を確認することも想定している。）。

これらの調査内容について、国が示した基準（参考資料 3 のとおり）等に照らし合わせながら体罰等に当たるのかどうか判断し、それらが認められた場合は、それぞれの事案の程度や状況に応じ、本市懲戒基準等に基づく対処又は教職員への指導・注意喚起を行う。また、被害を受けた児童や生徒に対するケアや再発予防のための取り組み等、組織をあげての適切な対応を行う。（なお、高校及び幼稚園については一定の調査を完了し、明らかな体罰と認められる事案は確認できなかった。（先の市尼高校処分事案を除く。））

また本情報については、現在設置している「体罰根絶に向けた有識者会議」にも提供する中で、本市における体罰の根絶に向けた調査分析や各種提言のための資料として活用する。

I 体罰等情報の申告内容一覧

教職員

調査対象施設	施設数	回収状況			記載者数			
		依頼対象者数	提出者数	回収率%	体罰		暴言その他不適切な指導	
					行ったことがある	見聞きしたことがある	行ったことがある	見聞きしたことがある
幼稚園	9	80	80	100%	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
小学校	42	1208	1185	98%	63 (26)	24 (14)	71 (31)	35 (24)
中学校	19	637	616	97%	43 (16)	23 (12)	46 (14)	26 (15)
高等学校	4	223	223	100%	8 (3)	1 (1)	5 (2)	5 (1)
保育所	20	437	419	96%	3 (3)	15 (10)	4 (4)	18 (12)
児童ホーム こどもクラブ	41	313	313	100%	14 (12)	17 (11)	13 (10)	31 (14)
計	135	2898	2836	98%	131 (60)	80 (48)	139 (61)	116 (67)

児童及び生徒

調査対象施設	施設数	回収状況			記載者数		
		依頼対象者数	提出者数	回収率%	体罰		暴言その他不適切な指導
					受けたことがある	見聞きしたことがある	受けたことがある 又は見聞きしたことがある
小学校	42	10790	9818	91%	214 (39)	432 (41)	503 (41)
中学校	19	9420	7815	83%	89 (16)	156 (17)	252 (17)
高等学校	4	2349	1642	70%	37 (2)	79 (2)	115 (3)
児童ホーム こどもクラブ	41	/	/	/	8 (6)	10 (9)	4 (4)
計	106	22559	19275	85%	348 (63)	677 (69)	874 (65)

保護者

調査対象施設	施設数	回収状況			記載者数		
		依頼対象者数	提出者数	回収率%	体罰		暴言その他不適切な指導
					受けたことがある	見聞きしたことがある	受けたことがある 又は見聞きしたことがある
幼稚園	9	583	522	90%	2 (1)	3 (3)	12 (7)
小学校	42	21259	19488	92%	204 (39)	437 (41)	899 (41)
中学校	19	9420	7782	83%	87 (17)	247 (16)	355 (17)
高等学校	4	2349	1583	67%	30 (2)	187 (2)	131 (3)
保育所	20	1635	1050	64%	4 (4)	5 (4)	51 (18)
児童ホーム こどもクラブ	41	/	/	/	8 (6)	7 (5)	10 (9)
計	135	35246	30425	86%	335 (69)	886 (71)	1458 (95)

※ 小・中・高には、特別支援学校の小・中・高等部を含む。

※ 幼稚園・保育園・小学校低学年児童は保護者が聞き取り、その内容を保護者アンケートに反映

※ 児童ホーム・こどもクラブの児童(高学年のみ)及び保護者アンケートは各小学校アンケートと併用

Ⅱ 体罰、暴言その他不適切な指導等情報の主な内容

§ 1 市立幼稚園

1 教員自身からの見聞情報

- ・園児の誘導の際、同僚教員が園児の体を引っ張った。

2 保護者からの申告又は見聞情報

(1) 体罰、暴言その他不適切な指導

- ・蚊を駆除する際に叩かれた。
- ・無視された。
- ・冷たい対応を受けた。
- ・汚い言葉で指導された。
- ・きつい口調で指導された。

(2) その他（幼稚園内の問題や教育委員会に伝えたいこと）

- ・情報提供が遅い。
- ・教員数を増やしてほしい。
- ・先生によって方針が変わるのはおかしいのでは。
- ・トイレ等設備の更新など園運営に対する要望や不満

市立幼稚園については、既に、回答者や加害教員等がわかる案件について、教職員や管理職への事情聴取、保護者への聞き取りなどの調査を行ってきたが、明らかな体罰と認められる事案は確認できなかった。

§ 2 市立小学校

1 教員自身からの申告又は見聞情報

- ・児童を指導する際に、頭や顔、お尻等をたたいた。
- ・児童を叱る際に、胸ぐらをつかんだ。
- ・児童が足を投げ出していたので、足の裏を蹴った。
- ・児童を指導する際に、腕を引っ張って、教室外に引きずり出したり、着席させたりした。
- ・児童のほっぺたをつねった。
- ・児童を注意する際に、声を荒げるなど威圧的な指導を行った。
- ・注意を聞かない児童の机や椅子を蹴った。

2 児童や保護者からの申告又は見聞情報

(1) 体罰、暴言その他不適切な指導

- ・教室で教員が児童の首をつかみ、背中をたたいていた。
- ・授業中に児童を指導する際に、教員が「バカ、アホ、クズ」など人格を否定する言葉を使っていた。
- ・教員が女子児童を膝の上に座らせていた。

(2) その他（学校内のことで困った事や学校に伝えたいこと）

- ・学校の水道が壊れているので早く直して欲しいなど、その他学校運営に対する要望や不満。

§3 市立中学校

1 教員自身からの申告又は見聞情報

- ・生徒を指導する際に、頭や顔をたたいた。
- ・生徒を叱る際に、胸ぐらをつかんだ。
- ・注意した生徒が反省の見られない態度を示したため、足を蹴った。
- ・生徒を指導する際に、机を蹴った。
- ・生徒を注意する際に、声を荒げた。

2 児童生徒や保護者からの申告又は見聞情報

(1) 体罰、暴言その他不適切な指導

- ・部活動の練習中に顧問の教員が生徒の顔を平手打ちし、生徒の口から血が出ていた。
- ・部活動の練習中に顧問の教員がボールをぶつける、髪の毛を引っ張るなどの行為を行っていた。
- ・部活動の練習中に顧問の教員が生徒に向けて物を投げる、長時間正座をさせるなどの行為をしていた。
- ・部活動の練習試合中に顧問の教員が生徒の頭を複数回たたいていた。また、教員が集合時に生徒の首元をつかみ、ひきずっていた。
- ・部活動の顧問の教員が、かなり夜遅くまでや気象警報発令時など、定められた活動時間、休養日に従わずに部活動を行っていた。

(2) その他（学校内のことで困った事や学校に伝えたいこと）

- ・生徒に対しえこひいきをしている。
- ・友達に悪口を言われたり、仲間外れにされた。

- ・学校の水道が壊れているので早く直して欲しいなど、その他学校運営に対する要望や不満。

§4 市立高等学校

1 教員自身からの申告又は見聞情報

- ・髪の毛をつかんだ。(尼崎高校バレーボール部)
- ・授業中、居眠りしていた生徒を起こすために、軽くたたいた、小突いた。
- ・授業中、課題に取り組まない生徒の机を蹴り、「嫌なら出ていけ」と言った。
- ・生徒を注意する際に、声を荒げるなど威圧的な指導を行った。

2 生徒や保護者からの申告又は見聞情報

(1) 体罰、暴言その他不適切な指導

- ・部活動中に、平手打ち、鼓膜が破れた。(尼崎高校バレーボール部)
- ・部活動中に、首をつかんで投げられた。(尼崎高校バレーボール部)
- ・部活動中に、腹を蹴られた。(尼崎高校バレーボール部)
- ・野外活動で、顔をたたかれた。(尼崎高校硬式野球部)
- ・部活動中に、胸ぐらをつかまれ、押し倒された。(尼崎高校硬式野球部)
- ・部活動中に、ビンタされた、蹴られた。(尼崎高校硬式野球部)
- ・部活動中に、ボールをぶつけられた。(尼崎高校硬式野球部)
- ・部活動中に、人権侵害にあたる暴言を言われた。(尼崎高校硬式野球部)
- ・授業中に、頭突き、膝蹴りされた。
- ・授業中に、服を引っ張られた。
- ・授業中に、プリントで頭をはたかれた。
- ・部活動中に、体調不良の生徒を他の部員に任せて、自身は部の指導を続けた。
- ・部活動中に、長時間立ったまま、叱られた。
- ・休憩なしで、長時間、部活動が行われている。
- ・警報が発令しても、部活動が継続された。
- ・「クラブを止めろ」など、きつい叱責を受けた。
- ・先生の機嫌によって、対応が変わる。
- ・部活での補食が多すぎる。

(2) その他(学校内の問題や教育委員会に伝えたいこと)

- ・子どものことを第一に考えてほしい。
- ・進学に影響しないか心配である。
- ・パワハラもあるのではないかな。
- ・長時間の練習など、度が過ぎているのではないかな。

- ・学校、市教委に対する、体罰問題に関連した批判や要望

市立高等学校については、既に、回答者や加害教員等がわかる案件について、教職員や管理職への事情聴取、生徒や保護者等への聞き取りなどの調査を行ってきたが、7月に報告した尼崎高校男子バレーボール部、硬式野球部での体罰事案のほかに明らかな体罰と認められる事案は確認できなかった。

§5 市立保育所

1 職員自身からの申告又は見聞情報

- ・泣いて給食を食べない子どもの手をたたいていた。
- ・叱られて泣いている子どもを部屋の外に出していた。
- ・何度注意をしても叩く子どもに同じように叩いてみせた。
- ・給食に時間がかかる子どもの汁物にごはん等を混ぜたり、無理やり食べさそうとしたりしていた。
- ・排泄の指導が必要以上に厳しい口調になっていた。
- ・話を聞かせようと、顔に手を当て保育士の方を向かせていた。

2 保護者からの申告又は見聞情報

(1) 体罰、暴言その他不適切な指導

- ・叱るときに子どもの体を押していた。
- ・危険な行動をしていた子どものお尻を叩いていた。
- ・顔を叩かれたと子どもが言っていた。
- ・牛乳嫌いの子どもの、全部飲み終わるまで長時間座らせていた。
- ・年齢に応じた保育でなかったり、ヒステリックな言動があったりした。
- ・室内で走っている子どもを乱暴に制止していた。

(2) その他

- ・道路の安全対策をしてほしい。
- ・施設が老朽化している。
- ・玄関ではなく保育室から出入りしており、雨の日は不衛生である。

§6 市立児童ホーム・こどもクラブ

1 指導員自身からの申告又は見聞情報

- ・児童ホームにおいて、指導員が口頭で注意しても止めないときに、児童の頬をた

たいた。

- ・児童ホームにおいて、他児童への暴力を止めるため、たたいた。
- ・児童ホームにおいて、児童の両耳を赤くなるまで引っ張っていた。
- ・児童ホームにおいて、言うことを聞かない児童に対して、大声で「こらあ」「いいかげんにしろ」と言った。
- ・児童ホームにおいて、注意を聞かない児童に対して、大声で叱責した。
- ・児童ホームにおいて、児童を注意するにあたり「何しとんじゃ、ボケ」「アホ」と怒鳴った。

2 児童や保護者からの申告又は見聞情報

(1) 体罰、暴言その他不適切な指導

- ・児童ホームにおいて、指導員から頭をたたかれた。
- ・児童ホームにおいて、指導員から手をつねられた。
- ・こどもクラブにおいて、指導員から手を引っ張り、つねり、首をつかまれた。
- ・児童ホームにおいて、指導員からキレた様に怒鳴られた。
- ・児童ホームにおいて、指導員が言うことを聞かない児童に対して大声で怒る。
- ・児童ホーム・こどもクラブにおいて、指導員の言葉遣いが悪い。

(2) その他

- ・児童ホーム待機児童対策について
- ・こどもクラブの設備の老朽化について

アンケート書式

I 教職員用

1 各学校 教員用	1
(1) 幼稚園用	1
(2) 小・中学校用	4
(3) 尼崎高校用	7
(4) 尼崎双星・琴ノ浦高校用	10
2 保育所 職員用	13
3 児童ホーム・こどもクラブ 指導員用	16

II 児童及び生徒用

1 小学校 高学年用	19
2 中学校 生徒用	21
3 高等学校 生徒用	24

III 保護者用

1 幼稚園用	26
2 小学校・低学年用	28
3 小学校・高学年用	30
4 中学校用	32
5 高等学校用	35
6 保育所用	37

体罰に関する緊急調査

尼崎市教育委員会

この調査は、先般の尼崎市立高等学校及び中学校において生じた体罰事案を受け、今後体罰の根絶に向け市をあげて取り組んでいくに当たり、まずは教員のみなさんが決意をもって体罰の実態について明らかにしていただくことを目的に実施するものです。皆さんが知っているすべての事実について、次のことに留意し、包み隠すことなくお答えください。

- 1 **今回の調査する体罰は、平成25年4月1日以降のご自身の在職期間(他の尼崎市立幼稚園を含む)にかかるとの体罰について記載してください。**
- 2 **体罰や不適切な指導を行った又は見たとの申告があった場合は、改めて詳しく事情をお聞きすることがあります。**

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた園児児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの、園児児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなものに当たると判断された場合は、体罰に該当する。

平成25年3月13日 平成24年文科初第1269号

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（抄）

(1) 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・殴る ・蹴る ・平手打ちする ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける
- ・物をぶつける ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2) 生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり直立させる
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり保育室外に出ることを許さない など

Q1 あなたは体罰を行ったことがありますか。体罰の軽重等を問いません。

ある（Q2にお答えください） ない（Q3にお進みください）

次ページにも質問はあります。

Q2 あなたが行った体罰の詳細（時期、体罰を行った相手、体罰の内容、体罰を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり体罰を行った場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q3 あなたは体罰を見たことがありますか。体罰の軽重を問いません。

ある（Q4にお答えください） ない（Q5にお進みください）

Q4 あなたが見た体罰の詳細（時期、体罰を行った教職員、体罰を行った相手、体罰の内容、体罰を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり体罰を見た場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q5 あなたは、暴言その他不適切な指導を行ったことがありますか。

ある（Q6にお答えください） ない（Q7にお進みください）

Q6 あなたが行った不適切な指導の詳細（時期、指導を行った相手、指導の内容、指導を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり不適切な指導を行った場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q7 あなたは、暴言その他不適切な指導を見たことがありますか。

ある（Q8にお答えください） ない（Q9にお進みください）

次ページにも質問があります。

Q 8 あなたが見た不適切な指導の詳細（時期、指導を行った教職員、指導を行った相手、指導の内容、指導を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり不適切な指導を見た場合は、それぞれについてご記入ください。

（ここから下は皆さんの意見についてご記入ください。）

Q 9 あなたの幼稚園が抱える問題点や体罰などを防止するために、今後どのような改善が必要だと思われるか。

Q 10 その他、教育委員会に伝えたいことなどがあればお書きください。

職員コード _____
氏 名 _____ 印

所定の封筒に封入し、厳封の上、ご提出ください。

体罰に関する緊急調査

尼崎市教育委員会

この調査は、先般の尼崎市立高等学校及び中学校において生じた体罰事案を受け、今後体罰の根絶に向け市をあげて取り組んでいくに当たり、まずは教員のみなさんが決意をもって体罰の実態について明らかにしていただくことを目的に実施するものです。皆さんが知っているすべての事実について、次のことに留意し、包み隠すことなくお答えください。

- 1 今回の調査する体罰は、平成25年4月1日以降のご自身の現任校在職期間（他の尼崎市立学校を含む）にかかるとの体罰について記載してください。
- 2 体罰や不適切な指導を行った又は見たとの申告があった場合は、改めて詳しく事情をお聞きすることがあります。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなものに当たると判断された場合は、体罰に該当する。

平成25年3月13日 平成24年文科初第1269号

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（抄）

(1) 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・殴る ・蹴る ・平手打ちする ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける
- ・物をぶつける ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2) 生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり直立させる
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり教室外に出ることを許さない など

Q1 あなたは体罰を行ったことがありますか。体罰の軽重等を問いません。

- ある（Q2にお答えください） ない（Q3にお進みください）

次ページにも質問があります。

Q 2 あなたが行った体罰の詳細（時期、体罰を行った相手、体罰の内容、体罰を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり体罰を行った場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q 3 あなたは体罰を見たことがありますか。体罰の軽重を問いません。

ある（Q 4にお答えください） ない（Q 5にお進みください）

Q 4 あなたが見た体罰の詳細（時期、体罰を行った教職員、体罰を行った相手、体罰の内容、体罰を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり体罰を見た場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q 5 あなたは、暴言その他不適切な指導を行ったことがありますか。

ある（Q 6にお答えください） ない（Q 7にお進みください）

Q 6 あなたが行った不適切な指導の詳細（時期、指導を行った相手、指導の内容、指導を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり不適切な指導を行った場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q 7 あなたは、暴言その他不適切な指導を見たことがありますか。

ある（Q 8にお答えください） ない（Q 9にお進みください）

次ページにも質問があります。

Q 8 あなたが見た不適切な指導の詳細（時期、指導を行った教職員、指導を行った相手、指導の内容、指導を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり不適切な指導を見た場合は、それぞれについてご記入ください。

（ここから下は皆さんの意見についてご記入ください。）

Q 9 あなたの学校が抱える問題点や体罰などを防止するために、今後どのような改善が必要だと思いますか。

Q 10 その他、教育委員会に伝えたいことなどがあればお書きください。

職員コード _____

氏名 _____ 印

所定の封筒に封入し、厳封の上、ご提出ください。

体罰に関する緊急調査

この調査は、先般の尼崎市立尼崎高等学校（以下、「市尼高」といいます。）において生じた体罰事案を受け、今後体罰の根絶に向け市をあげて取り組んでいくにあたり、まずは「市尼高」教員のみなさんが決意をもって同校の体罰の実態について明らかにしていただくことを目的に実施するものです。皆さんが知っているすべての事実について、次のことに留意し、包み隠すことなくお答えください。

- 1 今回、調査する体罰は、平成25年4月1日以降のご自身の在職期間（他の市立学校を含む）にかかるものについて記載してください。
- 2 体罰や不適切な指導を行った又は見たとの申告があった場合は、改めて詳しく事情をお聞きすることがあります。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなものに当たると判断された場合は、体罰に該当する。

平成25年3月13日 平成24年文科初第1269号

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（抄）

(1) 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・殴る ・蹴る ・平手打ちする ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける
- ・物をぶつける ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2) 生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり直立させる
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり教室外に出ることを許さない など

Q1 あなたは本校において体罰を行ったことがありますか。体罰の軽重等を問いません。

ある（Q2にお答えください） ない（Q3にお進みください）

次ページにも質問はあります。

Q2 あなたが行った体罰の詳細（時期、体罰を行った相手、体罰の内容、体罰を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり体罰を行った場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q3 あなたは本校において体罰を見たことがありますか。体罰の軽重を問いません。
ある（Q4にお答えください） ない（Q5にお進みください）

Q4 あなたが見た体罰の詳細（時期、体罰を行った教職員、体罰を行った相手、体罰の内容、体罰を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり体罰を見た場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q5 あなたは本校において暴言その他不適切な指導を行ったことがありますか。
ある（Q6にお答えください） ない（Q7にお進みください）

Q6 あなたが行った不適切な指導の詳細（時期、指導を行った相手、指導の内容、指導を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり不適切な指導を行った場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q7 あなたは本校において暴言その他不適切な指導を見たことがありますか。
ある（Q8にお答えください） ない（Q9にお進みください）

次ページにも質問があります。

Q8 あなたが見た不適切な指導の詳細（時期、指導を行った教職員、指導を行った相手、指導の内容、指導を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり不適切な指導を見た場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

（ここから下は皆さんの意見についてご記入ください。）

Q9 今回体罰が生じたことに関連して、本校や部活動が抱える課題で何か気づくことがあればお書きください。

また、市尼での体罰の根絶にむけ、今後どのような改善が必要だと思われませんか。

Q10 その他、教育委員会や学校に伝えたいことなどがあればお書きください。

職員コード _____

氏名 _____ 印

所定の封筒に封入し、厳封の上、ご提出ください。

体罰に関する緊急調査

この調査は、先般の尼崎市立高等学校及び中学校において生じた体罰事案を受け、今後体罰の根絶に向け市をあげて取り組んでいくに当たり、教員のみなさんが決意をもって体罰の実態について明らかにしていただくことを目的に実施するものです。皆さんが知っているすべての事実について、次のことに留意し、包み隠すことなくお答えください。

- 1 今回、調査する体罰は、平成25年4月1日以降のご自身の在職期間（他の尼崎市立学校を含む）にかかるものについて記載してください。
- 2 体罰や不適切な指導を行った又は見たとの申告があった場合は、改めて詳しく事情をお聞きすることがあります。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなものに当たると判断された場合は、体罰に該当する。

平成25年3月13日 平成24年文科初第1269号

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（抄）

(1) 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・殴る ・蹴る ・平手打ちする ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける
- ・物をぶつける ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2) 生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり直立させる
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり教室外に出ることを許さない など

Q1 あなたは体罰を行ったことがありますか。体罰の軽重等を問いません。

ある（Q2にお答えください） ない（Q3にお進みください）

次ページにも質問はあります。

Q 2 あなたが行った体罰の詳細（時期、体罰を行った相手、体罰の内容、体罰を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり体罰を行った場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q 3 あなたは体罰を見たことがありますか。体罰の軽重を問いません。
ある（Q 4にお答えください） ない（Q 5にお進みください）

Q 4 あなたが見た体罰の詳細（時期、体罰を行った教職員、体罰を行った相手、体罰の内容、体罰を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり体罰を見た場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q 5 あなたは暴言その他不適切な指導を行ったことがありますか。
ある（Q 6にお答えください） ない（Q 7にお進みください）

Q 6 あなたが行った不適切な指導の詳細（時期、指導を行った相手、指導の内容、指導を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり不適切な指導を行った場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q 7 あなたは暴言その他不適切な指導を見たことがありますか。
ある（Q 8にお答えください） ない（Q 9にお進みください）

Q8 あなたが見た不適切な指導の詳細（時期、指導を行った教職員、指導を行った相手、指導の内容、指導を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり不適切な指導を見た場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

（ここから下は皆さんの意見についてご記入ください。）

Q9 今回体罰が生じたことに関連して、学校や部活動が抱える課題で何か気づくことがあればお書きください。

また、学校での体罰の根絶にむけ、今後どのような改善が必要だと思われませんか。

Q10 その他、教育委員会や学校に伝えたいことなどがあればお書きください。

職員コード _____

氏名 _____ 印

所定の封筒に封入し、厳封の上、ご提出ください。

体罰に関する緊急調査

尼崎市こども青少年局

この調査は、先般の尼崎市立高等学校及び中学校において生じた体罰事案を受け、今後体罰の根絶に向け市をあげて取り組んでいくに当たり、まずは職員の皆様が決意をもって体罰の実態について明らかにしていただくことを目的に実施するものです。皆さんが知っているすべての事実について、次のことに留意し、包み隠すことなくお答えください。

- 1 今回の調査する体罰は、平成26年4月1日以降のご自身の在職期間（他の尼崎市立保育所を含む）にかかるとのものについて記載してください。
- 2 体罰や不適切な指導を行った又は見たとの申告があった場合は、改めて詳しく事情をお聞きすることがあります。

■保育所保育指針では、

第1章 保育所保育に関する基本原則（5）保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。と定められており、解説書において「子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当らなければならない」と記載されています。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1) 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・殴る ・蹴る ・平手打ちする ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける
- ・物をぶつける ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2) 生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり直立させる
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり保育室外に出ることを許さない など

Q1 あなたは体罰を行ったことがありますか。体罰の軽重等を問いません。

ある（Q2にお答えください） ない（Q3にお進みください）

次ページにも質問はあります。

Q 2 あなたが行った体罰の詳細（時期、体罰を行った相手、体罰の内容、体罰を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり体罰を行った場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q 3 あなたは体罰を見たことがありますか。体罰の軽重を問いません。

ある（Q 4にお答えください） ない（Q 5にお進みください）

Q 4 あなたが見た体罰の詳細（時期、体罰を行った職員、体罰を行った相手、体罰の内容、体罰を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり体罰を見た場合は、それぞれについてご記入ください。

Q 5 あなたは、暴言その他不適切な保育を行ったことがありますか。

ある（Q 6にお答えください） ない（Q 7にお進みください）

Q 6 あなたが行った不適切な保育の詳細（時期、指導を行った相手、指導の内容、指導を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり不適切な指導を行った場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q 7 あなたは、暴言その他不適切な保育を見たことがありますか。

ある（Q 8にお答えください） ない（Q 9にお進みください）

次ページにも質問はあります。

Q 8 あなたが見た不適切な保育の詳細（時期、不適切な指導を行った職員、不適切な保育を行った相手、保育の内容、保育を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり不適切な指導を見た場合は、それぞれについてご記入ください。

（ここから下は皆さんの意見についてご記入ください。）

Q 9 あなたの保育所が抱える問題点や体罰などを防止するために、今後どのような改善が必要だと思われるか。

Q 10 その他、こども青少年局に伝えたいことなどがあればお書きください。

職員コード _____
氏 名 _____ 印

所定の封筒に入れ封をして提出してください。

体罰に関する緊急調査

尼崎市児童課

この調査は、先般の尼崎市立高等学校及び中学校において生じた体罰事案を受け、今後体罰の根絶に向け市をあげて取り組んでいくに当たり、まずは児童ホーム・こどもクラブの職員のみなさんが決意をもって体罰の実態について明らかにしていただくことを目的に実施するものです。皆さんが知っているすべての事実について、次のことに留意し、包み隠すことなくお答えください。

※このアンケート用紙は尼崎市の限られた職員しか閲覧しません。しかし、内容によっては、体罰等を調べるためにアンケートの情報を責任者に伝えることがあります。

- 1 今回の調査する体罰は、平成25年4月1日以降のご自身の在職期間にかかるものについて記載してください。
- 2 体罰や不適切な指導を行った又は見たとの申告があった場合は、改めて詳しく事情をお聞きすることがあります。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなものに当たると判断された場合は、体罰に該当する。

平成25年3月13日 平成24年文科初第1269号

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（抄）

(1) 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・殴る ・蹴る ・平手打ちする ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける
- ・物をぶつける ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2) 児童に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり直立させる
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり教室外に出ることを許さない など

Q1 あなたは体罰を行ったことがありますか。体罰の軽重等を問いません。

ある（Q2にお答えください） ない（Q3にお進みください）

次ページにも質問はあります。

Q 2 あなたが行った体罰の詳細（時期、体罰を行った相手、体罰の内容、体罰を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり体罰を行った場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q 3 あなたは体罰を見たことがありますか。体罰の軽重を問いません。

ある（Q 4にお答えください） ない（Q 5にお進みください）

Q 4 あなたが見た体罰の詳細（時期、体罰を行った教職員、体罰を行った相手、体罰の内容、体罰を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり体罰を見た場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q 5 あなたは、暴言その他不適切な指導を行ったことがありますか。

ある（Q 6にお答えください） ない（Q 7にお進みください）

Q 6 あなたが行った不適切な指導の詳細（時期、指導を行った相手、指導の内容、指導を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり不適切な指導を行った場合は、そのそれぞれについてご記入ください。

Q 7 あなたは、暴言その他不適切な指導を見たことがありますか。

ある（Q 8にお答えください） ない（Q 9にお進みください）

次ページにも質問はあります。

Q 8 あなたが見た不適切な指導の詳細（時期、指導を行った職員、指導を行った相手、指導の内容、指導を行った状況など）についてご記入ください。複数回にわたり不適切な指導を見た場合は、それぞれについてご記入ください。

（ここから下は皆さんの意見についてご記入ください。）

Q 9 あなたの児童ホーム・こどもクラブが抱える問題点や体罰などを防止するために、今後どのような改善が必要だと思われますか。

Q 10 その他、児童課に伝えたいことなどがあればお書きください。

職員コード _____

児童ホーム・こどもクラブ名 _____

氏 名 _____ 印

所定の封筒に封入し、厳封の上、ご提出ください。

たいばつ かん
体罰に関するアンケート【児童用】

尼崎市教育委員会
尼崎市こども青少年局

このアンケートは、がっこうにおけるたいばつをなくすために^{おこな}行うものです。みなさんが知っていることをできるだけ^{しょうじき}正直に^{こた}教えてください。ただし、答えたくない・答えられない質問については、無理に^{ひつよう}答える必要はありません。

※^{じどう}児童ホームやこどもクラブに^{かよ}通っている人は、そこでたいばつを受けた場合も書いてください。

※このアンケートそのものは、^{しやくしょ}市役所で働いている人が見ますので、学校の^{ていちょう}校長先生や^{たんじん}担任の先生が見ることはありません。ですが、アンケートの^{ないよう}内容によっては、たいばつなどを調べるために、書かれていることを^{がっこう}学校に伝えることがあります。

■このアンケートにおいてたいばつとは次のような行為のことをいいます。

(1) 体を傷つけるもの

- ・^{なぐ}殴る ・^け蹴る ・^{ひらてう}平手打ちする ・^{たたく}たたく ・^{つねる}つねる ・^{つき}突き飛ばす ・^{ふみ}踏みつける
- ・^{ぶつ}物をぶつける ・^{かみ}髪を^ひ引っ張る ・^{ひじ}ひじ打ち など

(2) 苦痛を与えるようなもの

- ・^{ちようじかん}長時間、^{せいざ}正座させる ・^{ちようじかん}長時間、^{たて}立たせておく
- ・^{など}トイレ等にも^な行かせず^{ちようじかん}長時間、^{きょうしつ}教室の外に出ることを^{ゆる}許さない など

Q1 あなたは、^{げんざい}現在の^{がっこう}学校において先生から^{たいばつ}体罰を受けたことがありますか。

ある (Q2に教えてください) ない (Q3に教えてください)

Q2 あなたが^{たいばつ}体罰を受けたときの^{こと}ことについて^{おし}教えてください。

	例	できるだけ詳しく書いてください。
いつ 体罰を受けた時期	^{ことし} 今年 今年の4月10日ごろ	
どこで 体罰を受けた場所	^{きょうしつ} 教室 教室のろうか	
誰に 体罰をした者の名前など	^{たんじん} 担任 担任の〇〇先生に	
どのように 体罰の内容など	^{かみ} 髪 ^け 毛 ^ひ を ^ひ 引っ張 ^ば られた	

^{うらめん}裏面 ^{しつもん}の質問 ^{こた}にも教えてください

Q3 あなたは、現在の学校において先生からの体罰を見たことがありますか。

ある (Q4にお答えください) ない (Q5にお答えください)

Q4 あなたが体罰を見た内容について教えてください。

	例	できるだけ詳しく書いてください。
いつ 体罰を受けた時期	ことし 今年の4月10日ごろ	
どこで 体罰を受けた場所	きょうしつ 教室のろうか	
誰が 体罰を受けた人の名前など	〇組の〇〇さんが	
誰に 体罰をした者の名前など	たんにん 担任の〇〇先生に	
どのように 体罰の内容など	かみ け ひ ば 髪の毛を引っ張られた	

(上の体罰についてさらにくわしく書くことがあれば下に書いてください。)

Q5 体罰以外に授業中などにおいて先生などが学校生活にふさわしくない言葉づかいや指導をしたことが

あれば、できるだけくわしく教えてください。

Q6 その他、学校のことで困っていることなどがあれば教えてください。

(なければ答えなくてもかまいません)

■あなたの情報 (学年・クラスについては、できるだけ書いてください。)

学 年 _____ 年 クラス _____ 組

名 前 _____

※名前は、書いても書かなくてもどちらでもいいのですが、名前があればこれからの調査に役立ちます。

すべての回答が終わったら、一緒に配った封筒に入れて、閉じてください。

※ 保護者用のアンケートも同じ封筒に入れてください。

【中学校用】

体罰に関するアンケート（生徒用）

尼崎市教育委員会

このアンケートは、学校における体罰を根絶するため、体罰の実態把握を目的に実施するものです。皆さんが知っていることをできるだけお答えください。ただし、答えたくない質問については、無理に答える必要はありません。

※このアンケート用紙は尼崎市及び尼崎市教育委員会の限られた職員しか閲覧しません。しかし、アンケートの内容によっては、体罰等を調べるためにアンケートの情報を学校に伝えることがあります。

※このアンケートに記載された情報については、本人が特定されないようデータ化し、個人が特定される情報も除去した上で、公表することがあります。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1) 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・殴る ・蹴る ・平手打ちする ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける
- ・物をぶつける ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2) 生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり直立させる
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり教室外に出ることを許さない など

Q1 あなたは、現在の学校において先生から体罰を受けたことがありますか。

ある（Q2に教えてください） ない（Q3に教えてください）

Q2 あなたが体罰を受けた状況について教えてください。

いつ 体罰を受けた時期	どこで 体罰を受けた場所・状況	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位
例 今年の4月10日頃	クラブ練習中の グラウンドで	クラブ顧問の 〇〇先生に	足を蹴られた

（上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。）

裏面の質問にもお答えください。

Q3 その他、学校のこと困っていることなどがあれば教えてください。

(なければ書かなくてもかまいません)

■あなたの情報 (学年、クラス、性別、クラブについては原則として記入してください。)

学 年 _____ 年 クラス _____ 組 性別 _____

クラブ _____ 部

名 前 _____

※匿名でも差し支えありませんが、お名前を教えてください。今後の調査に役立ちます。

すべての回答が終わったら、一緒に配った封筒に入れて封をしてください。

【アンケート追加分】(生徒用)

Q4 あなたは、現在の学校において先生からの体罰を目撃したことがありますか。

ある (Q5にお答えください) ない (Q6にお答えください)

※ 前回のアンケートはあなた自身が受けたことについておうかがいしましたが、今回はあなたが見たことに対する質問です。

Q5 あなたが体罰を目撃した内容について教えてください。

いつ 体罰があった時期	どこで 体罰があった場所・状況	誰か 体罰を受けた生徒の氏名	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位

(上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。)

Q6 体罰以外に部活動や授業中などにおいて教職員等による暴言、その他不適切な指導(生徒の人格の否定や、高圧的な指導及び人権侵害につながる生徒への発言や行為)などがあれば、できるだけ詳しく教えてください。

■あなたの情報(学年、クラス、性別、クラブについては原則として記入してください。)

学 年 _____ 年生 クラス _____ 組 性別 _____

クラブ _____ 部

名 前 _____

※匿名でも差し支えありませんが、お名前をお教えいただければ今後の調査に役立ちます。

※このアンケート用紙は尼崎市及び尼崎市教育委員会の限られた職員しか閲覧しません。しかし、アンケートの内容によっては、体罰等を調べるためにアンケートの情報を学校に伝えることがあります。

※このアンケートに記載された情報については、本人が特定されないようデータ化し、個人が特定される情報も除去した上で、公表することがあります。

すべての回答が終わったら、この用紙を折りたたみ、封筒に入れて封をしてください。

体罰に関するアンケート（生徒用）

このアンケートは、学校における体罰を根絶するため、体罰の実態把握を目的に実施するものです。皆さんが知っていることをできるだけお答えください。ただし、答えたくない質問については、無理に答える必要はありません。

※このアンケート用紙は尼崎市及び尼崎市教育委員会の限られた職員しか閲覧しません。（学校の先生が見ることはありません。）

※このアンケートに記載された情報については、本人が特定されないようデータ化し、個人が特定される情報も除去した上で、公表することがあります。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1) 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・殴る ・蹴る ・平手打ちする ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける
- ・物をぶつける ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2) 生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり直立させる
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり教室外に出ることを許さない など

Q1 あなたは、現在の高校において先生から体罰を受けたことがありますか。

ある（Q2にお答えください） ない（Q3にお答えください）

Q2 あなたが体罰を受けた状況について教えてください。

	いつ 体罰を受けた時期	どこで 体罰を受けた場所・状況	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位
例	今年の4月10日頃	クラブ練習中のグラウンドで	クラブ顧問の○○先生に	3発、頭を殴られた

（上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。）

裏面の質問にもお答えください。

Q3 あなたは、現在の高校において先生からの体罰を目撃したことがありますか。

ある (Q4にお答えください) ない (Q5にお答えください)

Q4 あなたが体罰を目撃した内容について教えてください。

いつ 体罰があった時期	どこで 体罰があった場所・状況	誰が 体罰を受けた生徒の氏名	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位

(上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。)

Q5 体罰以外に部活動や授業中などにおいて教職員、コーチ等による暴言、その他不適切な指導など
があれば、できるだけ詳しく教えてください。

Q6 その他、学校内の問題や教育委員会に伝えたいことなどがあればお教えてください。

■あなたの情報 (学年、クラス、性別、クラブについては原則として記入してください。)

学 年 _____ 年生 クラス _____ 組 性別 _____

クラブ _____ 部

氏 名 _____

※匿名でも差し支えありませんが、お名前をお教えいただければ今後の調査に役立ちます。

すべての回答が終わったら、この用紙を折りたたみ、封筒に入れて封をしてください。

体罰に関するアンケート

尼崎市教育委員会

このアンケートは、学校園における体罰を根絶するため、体罰の実態把握を目的に実施するものです。皆様をご存知のことをできるだけ正確にお答えください。ただし、答えたくない・答えられない質問については、無理に答える必要はありません。

※このアンケート用紙は尼崎市及び尼崎市教育委員会の限られた職員しか閲覧しません。

(幼稚園関係者が見ることはありません。)

※このアンケートに記載された情報については、本人が特定されないようデータ化し、個人が特定される情報も除去した上で、公表することがあります。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1) 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける ・物をぶつける
- ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2) 幼児に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり立たせておく
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり保育室外に出ることを許さない など

Q1 あなたのお子様は、現在の幼稚園において先生から体罰を受けたことがありますか。

ある (Q2にお答えください) ない (Q3にお答えください)

Q2 あなたのお子様が、体罰を受けた状況について教えてください。

いつ 体罰を受けた時期	どこで 体罰を受けた場所・状況	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位
例 今年の4月10日頃	保育室で	担任の ○○先生に	右腕をつねられた

(上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。)

裏面の質問にもお答えください。

Q3 あなたのお子様が現在通っている幼稚園において体罰があったことを聞いたことがありますか。

ある (Q4にお答えください) ない (Q5にお答えください)

Q4 あなたが体罰を聞いた内容についてお教えてください。

いつ 体罰があった時期	どこで 体罰があった場所・状況	誰が 体罰を受けた幼児の氏名	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位

(上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。)

Q5 体罰以外に保育中において、先生による暴言、その他不適切な指導 (幼児の人格の否定や、高圧的な指導及び人権侵害につながる生徒への発言や行為) などがあれば、できるだけ詳しく教えてください。

Q6 その他、幼稚園内の問題や教育委員会に伝えたいことがあればお教えてください。

■あなたの (あなたのお子様の) 情報 (学年、クラスについては原則として記入してください。)

学 年 _____ 年中 _____ 年長 _____ クラス _____ 組 _____

保護者名 _____

※匿名でも差し支えありませんが、お名前をお教えいただければ今後の調査に役立ちます。

すべての回答が終わったら、一緒にお配りした封筒に入れて封をしてください。

体罰に関するアンケート

尼崎市教育委員会

尼崎市こども青少年局

このアンケートは、学校における体罰を根絶するため、体罰の実態把握を目的に実施するものです。お子様とよくお話をしていただきながら皆様をご存知のことをできるだけ正確にお答えください。ただし、答えたくない・答えられない質問については、無理に答える必要はございません。尚、アンケートについては保護者の方がご記入いただきますようお願い致します。

※このアンケート用紙は尼崎市及び尼崎市教育委員会の限られた職員しか閲覧しません。しかし、アンケートの内容によっては、体罰等を調べるためにアンケートの情報を学校に伝えることがあります。

※このアンケートに記載された情報については、本人が特定されないようデータ化し、個人が特定される情報も除去した上で、公表することがあります。

※児童ホーム・こどもクラブに通っている人は、そこで体罰を受けた場合も書いてください。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1) 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・殴る ・蹴る ・平手打ちする ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける
- ・物をぶつける ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2) 児童に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり直立させる
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり教室外に出ることを許さない など

Q1 あなたは（あなたのお子様は）、現在の学校において先生から体罰を受けたことがありますか。

ある（Q2にお答えください） ない（Q3にお答えください）

Q2 あなたが（あなたのお子様）が体罰を受けた状況について教えてください。

いつ 体罰を受けた時期	どこで 体罰を受けた場所・状況	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位
例 今年の4月10日頃	教室の横の廊下で	担任の ○○先生に	髪の毛を引っ張られた

（上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。）

裏面の質問にもお答えください。

Q3 あなたのお子様が現在通っている学校において先生からの体罰があったことを聞いたことがありますか。

ある (Q4にお答えください) ない (Q5にお答えください)

Q4 あなたが体罰を聞いた内容についてお教えてください。

いつ 体罰があった時期	どこで 体罰があった場所・状況	誰が 体罰を受けた児童の氏名	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位

(上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。)

Q5 体罰以外に授業中などにおいて教職員等による暴言、その他不適切な指導(児童の人格の否定や、高圧的な指導及び人権侵害につながる児童への発言や行為) などがあれば、できるだけ詳しく教えてください。

Q6 その他、学校のことで困っていることなどがあればお教えてください。

(なければ答えなくてもかまいません)

■あなたの(あなたのお子様の)情報(学年、クラスについては原則として記入してください。)

学 年 _____ 年 クラス _____ 組

名前 _____ 保護者名 _____

※匿名でも差し支えありませんが、お名前をお教えいただければ今後の調査に役立ちます。

すべての回答が終わったら、一緒にお配りした封筒に入れて封をしてください。

体罰に関するアンケート（保護者用）

尼崎市教育委員会

尼崎市こども青少年局

このアンケートは、学校における体罰を根絶するため、体罰の実態把握を目的に実施するものです。保護者の皆様をご存じのことをできるだけお答えいただければ幸いです。

※このアンケート用紙は尼崎市及び尼崎市教育委員会の限られた職員しか閲覧しません。しかし、アンケートの内容によっては、体罰等を調べるためにアンケートの情報を学校に伝えることがあります。

※このアンケートに記載された情報については、本人が特定されないようデータ化し、個人が特定される情報も除去した上で、公表することがあります。

※お子様が児童ホーム、こどもクラブに通っている場合は、そこでの体罰も含まれます。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1)身体に対する侵害を内容とするもの

- ・殴る ・蹴る ・平手打ちする ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける
- ・物をぶつける ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2)児童に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり直立させる
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり教室外に出ることを許さない など

Q 1 あなたのお子様が現在通学されている学校において先生から体罰を受けたことがありますか。

ある（Q 2にお答えください） ない（Q 3にお答えください）

Q 2 あなたのお子様が体罰を受けた状況についてお教えてください。

いつ 体罰を受けた時期	どこで 体罰を受けた場所・状況	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位
例 今年の4月10日頃	教室の廊下で	担任の 〇〇先生に	髪の毛を引っ張られた

（上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。）

裏面の質問にもお答えください。

Q3 あなたのお子様が現在通っている学校において先生からの体罰があったことを聞いたことがあるですか。

ある (Q4にお答えください) ない (Q5にお答えください)

Q4 あなたが体罰を聞いた内容についてお教えてください。

いつ 体罰があった時期	どこで 体罰があった場所・状況	誰が 体罰を受けた児童の氏名	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位

(上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。)

Q5 体罰以外に授業中などにおいて教職員等による暴言、その他不適切な指導(児童の人格の否定や、高圧的な指導及び人権侵害につながる児童への発言や行為)などがあれば、できるだけ詳しく教えてください。

Q6 その他、お子様の通学している学校内で困っていることがあれば、お教えてください。

(なければ答えていただくなくてもかまいません)

■あなたの情報 (お子様の学年、クラスについては原則としてご回答ください。)

学 年 _____ 年 クラス _____ 組

保護者名 _____

※匿名でも差し支えありませんが、お名前をお教えいただければ今後の調査に役立ちます。

すべての回答が終わったら、一緒に配布した封筒に入れて封をしてください。

※児童用のアンケートも同じ封筒に入れてください。

【中学校用】

体罰に関するアンケート（保護者用）

尼崎市教育委員会

このアンケートは、学校における体罰を根絶するため、体罰の実態把握を目的に実施するものです。保護者の皆様をご存じのことをできるだけお答えいただければ幸いです。

※このアンケート用紙は尼崎市及び尼崎市教育委員会の限られた職員しか閲覧しません。しかし、アンケートの内容によっては、体罰等を調べるためにアンケートの情報を学校に伝えることがあります。

※このアンケートに記載された情報については、本人が特定されないようデータ化し、個人が特定される情報も除去した上で、公表することがあります。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1)身体に対する侵害を内容とするもの

- ・殴る ・蹴る ・平手打ちする ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける
- ・物をぶつける ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2)生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり直立させる
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり教室外に出ることを許さない など

Q 1 あなたのお子様が現在通学されている学校において体罰を受けたことがありますか。

ある（Q 2にお答えください） ない（Q 3にお答えください）

Q 2 あなたのお子様が体罰を受けた状況についてお教えてください。

	いつ 体罰を受けた時期	どこで 体罰を受けた場所・状況	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位
例	今年の4月10日頃	クラブ練習中の グラウンドで	クラブ顧問の 〇〇先生に	足を蹴られた

（上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。）

裏面の質問にもお答えください。

Q3 その他、学校内のことで困ったことや学校に伝えたいことがあればお教えてください。
(なければ書いていただかなくても構いません)

■あなたの情報（お子様の学年、クラス、性別、クラブについては原則としてご回答ください。）

学 年 _____ 年 クラス _____ 組 性別 _____

クラブ _____ 部

保護者名 _____

※匿名でも差し支えありませんが、お名前をお教えいただければ今後の調査に役立ちます。

すべての回答が終わったら、一緒に配った封筒に入れて封をしてください。

【アンケート追加分】（保護者用）

Q 4 あなたのお子様が現在通っている学校において先生からの体罰があったことを聞いたことがあるりますか。

ある（Q 5にお答えください） ない（Q 6にお答えください）

※前回のアンケートはあなたのお子様自身が受けたことについておうかがいしましたが、今回はあなたが聞いたことに対する質問です。

Q 5 あなたが体罰を聞いた内容についてお教えてください。

いつ 体罰があった時期	どこで 体罰があった場所・状況	誰が 体罰を受けた生徒の氏名	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位

（上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。）

Q 6 体罰以外に部活動や授業中などにおいて教職員等による暴言、その他不適切な指導（生徒の人格の否定や、高圧的な指導及び人権侵害につながる生徒への発言や行為）などがあれば、できるだけ詳しく教えてください。

■あなたの情報（お子様の学年、クラス、性別、クラブについては原則としてご回答ください。）

学 年 _____ 年生 クラス _____ 組 性別 _____

クラブ _____ 部

保護者名 _____

※匿名でも差し支えありませんが、お名前をお教えいただければ今後の調査に役立ちます。

※このアンケート用紙は尼崎市及び尼崎市教育委員会の限られた職員しか閲覧しません。しかし、アンケートの内容によっては、体罰等を調べるためにアンケートの情報を学校に伝えることがあります。

※このアンケートに記載された情報については、本人が特定されないようデータ化し、個人が特定される情報も除去した上で、公表することがあります。

すべての回答が終わったら、この用紙を折りたたみ、封筒に入れて封をしてください。

体罰に関するアンケート（保護者用）

このアンケートは、学校における体罰を根絶するため、体罰の実態把握を目的に実施するものです。保護者の皆様をご存じのことをできるだけお答えいただければ幸いです。

※このアンケート用紙は尼崎市及び尼崎市教育委員会の限られた職員しか閲覧しません。（学校の先生が見ることはありません。）

※このアンケートに記載された情報については、本人が特定されないようデータ化し、個人が特定される情報も除去した上で、公表することがあります。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1)身体に対する侵害を内容とするもの

- ・殴る ・蹴る ・平手打ちする ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける
- ・物をぶつける ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2)生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり直立させる
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり教室外に出ることを許さない など

Q 1 あなたのお子様が現在通学されている高校において先生から体罰を受けたことがありますか。

ある（Q 2にお答えください） ない（Q 3にお答えください）

Q 2 あなたのお子様が体罰を受けた状況についてお教えてください。

いつ 体罰を受けた時期	どこで 体罰を受けた場所・状況	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位
例 今年の4月10日頃	クラブ練習中の グラウンドで	クラブ顧問の ○○先生に	3発、頭を殴られた

（上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。）

裏面の質問にもお答えください。

Q 3 あなたのお子様が現在通っている高校において先生からの体罰があったことを聞いたことがあるますか。

ある (Q 4にお答えください) ない (Q 5にお答えください)

Q 4 あなたが体罰を聞いた内容についてお教えてください。

いつ 体罰があった時期	どこで 体罰があった場所・状況	誰が 体罰を受けた生徒の氏名	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位

(上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。)

Q 5 体罰以外に部活動や授業中などにおいて教職員、コーチ等による暴言、その他不適切な指導などがあれば、できるだけ詳しく教えてください。

Q 6 その他、学校内の問題や教育委員会に伝えたいことがあればお教えてください。

■あなたの情報 (お子様の学年、クラス、性別、クラブについては原則としてご回答ください。)

学 年 _____ 年生 クラス _____ 組 性別 _____

クラブ _____ 部

保護者名 _____

※匿名でも差し支えありませんが、お名前をお教えいただければ今後の調査に役立ちます。

すべての回答が終わったら、この用紙を折りたたみ、封筒に入れて封をしてください。

体罰に関するアンケート

尼崎市こども青少年局

この度の尼崎市立尼崎高等学校及び市立中学校における体罰事案におきましては、保護者の皆さんに多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

このアンケートは、お子様をお預かりする本市の施設における体罰を根絶するため、体罰の実態把握を目的に実施するものです。皆様をご存知のことをできるだけ正確にお答えください。ただし、答えたくない・答えられない質問については、飛ばしていただいて構いません。

※ このアンケート用紙は尼崎市こども青少年局の限られた職員しか閲覧しません。

(保育所職員が見ることはありません。)

※ このアンケートに記載された情報については、本人が特定されないようデータ化し、個人が特定される情報も除去した上で、公表することがあります。

■このアンケートにおいて体罰とは次に例示するような行為を意味します。

(1) 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・たたく ・つねる ・突き飛ばす ・踏みつける ・物をぶつける
- ・頭髪を引っ張る ・肘打ち など

(2) 幼児に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間にわたり正座させる ・長時間にわたり立たせておく
- ・トイレ等にも行かせず長時間にわたり保育室外に出ることを許さない など

Q1 あなたのお子様は、現在の保育所において先生から体罰を受けたことがありますか。

ある (Q2にお答えください) ない (Q3にお答えください)

Q2 あなたのお子様は、体罰を受けた状況について教えてください。

いつ 体罰を受けた時期	どこで 体罰を受けた場所・状況	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位
例 今年の4月10日頃	保育室で	担任の 〇〇先生に	右腕をつねられた

(上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。)

裏面の質問にもお答えください。

Q3 あなたのお子様が現在通っている保育所において体罰があったことを聞いたことがありますか。
ある (Q4にお答えください) ない (Q5にお答えください)

Q4 あなたが体罰を聞いた内容についてお教えてください。

いつ 体罰があった時期	どこで 体罰があった場所・状況	誰が 体罰を受けた幼児の氏名	誰に 体罰を行った者の氏名等	どのように 体罰の内容や部位

(上記の体罰についてさらに詳細に補足することがあれば下記に記入してください。)

Q5 体罰以外に保育中において、職員による暴言、その他不適切な指導などがあれば、できるだけ詳しく教えてください。

Q6 その他、保育所内の問題や市に伝えたいことがあればお教えてください。

■あなたの (あなたのお子様の) 情報 (年齢、クラスについては原則として記入してください。)

年 齢 _____ 歳児 _____ クラス _____ 組 _____

保護者名 _____

※匿名でも差し支えありませんが、お名前をお教えいただければ今後の調査に役立ちます。

すべての回答が終わりましたら、アンケート回収用封筒に入れて封をし、保育所の回収箱へ投函してください。

尼崎市立学校園における体罰の実態調査実施状況

	市立尼崎高校 全校調査	・市立高校(市尼以外) ・市立中学校 全校調査	左記以外の全校園調査
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○市立尼崎高校 全校生徒 ○上記保護者 ○市立尼崎高校 教員全員 (提出を義務化) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市尼以外の市立高校(2校) 全校生徒 ○市立中学校(17校)の全校生徒 ○上記中高の保護者 ○上記中高の教員全員 (提出を義務化) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市立小学校(41校)(※) ・高学年の児童 ・全児童の保護者 ○市立幼稚園(9園) ・全園児の保護者 ○特別支援学校(1校) ・全児童、生徒の保護者 ○上記学校園の教員全員 (提出を義務化) <p style="font-size: small;">(※ 各校内の児童ホーム及びこどもクラブを含む)</p>
スケジュール	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>5/24 アンケート配布</p> <p>5/27・28 同回収</p> <p>6/10 総合教育会議において報告(速報)</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>6/10 高校アンケート配布</p> <p>6/13 回収</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>6/12・13 中学アンケート配布</p> <p>6/17・18 回収</p> <p>7/5 中学追加アンケート配布</p> <p>7/11・12 回収</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>7/9 小学校アンケート配布</p> <p>7/16・17 回収</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>7/8 幼稚園アンケート配布</p> <p>7/11・12 回収</p> <p>7/18 あまようアンケート配布</p> <p>7/23 小中部回収</p> <p>8/20 高等部回収</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>↓ ↓ ↓ ↓ ↓</p> <p>10月28日総合教育会議にて報告</p> </div>		

体罰等に関する国の基準（抜粋）

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」

平成19年2月5日初等中等教育局長通知（18文科第1019号）

3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員（以下「教員等」という。）は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和23年12月22日付け法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」（別紙）を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

○学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方（別紙）

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動に

より判断されるのではなく、上記（１）の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。

（４） 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとするのは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。

（５） 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。

○ 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。

○ 授業中、教室内に起立させる。

○ 学習課題や清掃活動を課す。

○ 学校当番を多く割り当てる。

○ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

（６） なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。